

多摩川河口青少年サイクリングコース設置及び管理要項

1 目的

青少年に余暇活動の場を与え、その体位向上と健全育成をはかるため、青少年サイクリングコース（以下コースという）を設置するとともに、コースの正しい利用により、利用者の事故防止をはかるため、次により設置及び管理要項を定める。

2 名称及び位置

サイクリングコースの名称及び位置は、次のとおりとする。

ア 名称 多摩川河口青少年サイクリングコース

イ 位置 川崎区鈴木町1番地から川崎区殿町3-25番地にいたる多摩川堤防約3.5kmの区域とする。

3 設置及び管理

設置及び管理は、川崎市が行う。

4 利用対象者及び利用の方法

何人も自由に利用できるものとする。ただし、走行上、本人並びに他の利用者に危険を及ぼすおそれのある者、または管理者が不相当と認める者については、コースとしての利用を制限することができる。

5 利用の遵守事項

コースの利用にあたり、利用者は次の事項を遵守し安全走行を心がけ、事故の防止につとめること。

ア コース内へ、オートバイ・自動車等の乗入れは行わないこと。

イ コースへの出入りは定められた進入路を利用すること。

ウ コース内では左側一列になって走行し、スピードの出しすぎ、二人乗り、手ばなし等危険な走行を行わないこと。

エ コース上の標識の指示に従うこと。

オ 河川工事、その他止むを得ない理由でコース内に自動車を乗り入れる場合は、前もって許可を受けること。

カ その他、他人の迷惑になる行為はつつしみ、コース内の美化につとめること。

6 損害の賠償

利用者が事故の責に帰すべき事由により、標識等のコースの設置を破損又は滅失した場合は、市長の定める賠償額を賠償しなければならない。

7 委任

この要項について必要な事項は、建設緑政局長が定める。

(昭和50年7月13日より実施)

(平成9年4月1日より実施)

(平成17年4月1日より実施)

(平成22年4月1日より実施)